

自動車共済にご加入の皆さんへ

# 人生は落としあなたけ!!

日常生活の思わぬトラブルで、  
大きな賠償責任を負うことがあります。  
手軽な特約で、まさかに備えませんか？

**⚠ 日常生活のトラブルによる  
賠償責任は思わぬ高額となることも…**

例えば  
自転車事故による **9,521万円<sup>※1</sup>**  
<sup>※2</sup> 賠償金額  
(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)

## 階段で…

歩道橋で足を踏み外して  
友人に激突。  
後遺障害を負わせた。

## 家で…

集合住宅で自宅の洗濯機の  
ホースが外れ水漏れで階下に  
損害を与えていました。

# 2億円

支払限度額

安心の  
示談交渉  
サービス付

共済掛金1,890円(共済期間1年、一時払の場合)

くわしい保障内容は裏面をご覧ください



日常生活賠償責任特約

自転車事故をはじめとする日常生活の  
さまざまな損害賠償責任を保障します。

## 相手方への保障



### 日常生活賠償責任特約

・住宅(※1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買物や旅行などの日常生活で生じた偶然な事故(※2)により、他人を死亡させたり、負傷させたり、他人の財物に損害を与えたる、あるいは誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車などを運行不能にしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いする保障です。

#### ・記名被共済者1名のご加入により、ご家族(※3)も保障対象となります。

(※1) 被共済者の居住の用に供される住宅用建物をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅用建物を含みます。

また、住宅には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。

(※2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理による事故を除きます。

(※3) 記名被共済者本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが保障対象となります。

#### 日常生活のトラブルを幅広く保障します！



自転車で他人にケガをさせてしまった！



飼い犬が他人を噛んでケガをさせてしまった！



買い物中にお店の商品をこわしてしまった！



自転車で転倒し、駐車中の他人の自動車に傷をつけてしまった！

#### 示談交渉サービス付

#### まさかの事故時、 相手方との交渉は JA共済におまかせください！

この特約で共済金の支払い対象となる事故について、被共済者のお申し出があり、かつ相手方の同意が得られれば、JA共済は被共済者のために示談交渉をお引き受けします。

※被共済者の過失がない場合などは、JA共済が示談交渉を行うことができません。



#### “自転車共済(保険)”の加入義務化が進んでいます。 ぜひ日常生活賠償責任特約への加入をご検討ください。

地方公共団体の  
条例の制定状況

義務化  
(19都府県)

宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
※上記のほか、政令指定市では、千葉市、名古屋市、岡山市において義務条例を制定済み。

努力義務化  
(10道県)

北海道、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県

出典：自転車活用推進官民連携協議会ホームページ

(2020年12月31日現在)

記名被共済者またはそのご家族が、この特約と同様の保障(※4)に複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。(※5)

(※4) 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、組合以外の保険(共済)契約を含みます。

(※5) これらの保障を1契約にのみ付帯した場合、そのご契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)があるときに、保障がなくなったり、保障の対象者が変わることがありますのでご注意ください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。  
また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

加入後の事故報告は、専用窓口まで  
JA共済日常生活事故対応センター

ニチヨウバイショウ は ク ミ アイ

0120-628-931

受付時間 9:00～17:00 ※土日・祝日および12月29日～1月3日を除きます。  
(JAの営業時間内でも、こちらの番号までご連絡ください)